

カードショッピング・リボルビング払手数料に関する変更

システムの更改に伴い、カードショッピング・リボルビング払手数料等の計算方式が変更となります。

2018年2月より計算方式が「1年を365日、うるう年は1年を366日」とする日割計算となりますので、リボルビング払手数料等が下表（会員規約）のとおり変更となります。

変更前

カード会員規約

第35条（カードショッピングの支払金等の支払方法）

1. (6)②包括信用購入あっせんの手数料（※1）は、締切日のカードショッピングリボルビング元本残高に対して月利 1.25%（実質年率 15.0%）を乗じた額とします。
※1 カードショッピングのリボルビング払いにおける手数料のことをいいます。

変更後

カード会員規約

第35条（カードショッピングの支払金等の支払方法）

1. (6)②包括信用購入あっせんの手数料（※1）は、毎月締切日のカードショッピングリボルビング元本残高に対して実質年率 15.0%を乗じて日割計算により算出した額とします。
第1回目のお支払いの包括信用購入あっせんの手数料は、ご利用日の翌日から第1回目支払期日までの日割計算とし、また第2回目以降のお支払いの包括信用購入あっせんの手数料は前月の支払期日の翌日から当月支払期日までの日割計算により支払うものとします。
※1 カードショッピングのリボルビング払いにおける手数料のことをいいます。

《下線部は改定部分を示します。》

●会員規約はこちら

【適用開始日】 2018年 2月12日より